

連合新潟「労働委員会利用援助資金」利用の手引き

- (1) <目的>労働組合が審査事件（不当労働行為救済の申立）、調整事件（あっせんの申請）で労働委員会を利用する場合の、経費の一部を援助することによって、労働委員会の利用を促進し、以って労働者の利益と労働組合の地位の向上をはかることを目的とします。
- (2) <対象組織>援助の対象となる労働組合（組織）は、連合新潟加盟の中小労組または当該労働組合が加盟する産業別組織とします。
- (3) <援助内容>援助の内容は、代理人（弁護士）費用と、手続き諸経費（書面・証拠準備費用と市外から県庁までの交通費の一部）とします。
- 援助金は、事件1件につき30万円を限度とし、10万円までは無償援助、10万円を超える部分は償還義務を負うものとします。
- ただし、連合新潟執行委員会が認めた場合に償還の一部または全部を減免することができます。
- (4) <手続き>援助申請は、**（様式1）**の「援助申請書」の提出により行い、連合新潟執行委員会が援助の可否を決定します。
- 援助が決定すると、対象組織と連合新潟との間で**（様式2）**の「金銭消費貸借契約書」を取り交わし、援助金を交付します。
- (5) <その他>
- ①この援助を受ける事件における代理人（弁護士）は、連合新潟と顧問契約を結んでいる法律事務所ならびに**（別表）**の連合新潟委嘱弁護士を選任するものとします。
- ②援助を受ける労働組合（組織）は、連合新潟の運動に積極的に参加・協力する義務を負うものとします。

○2007年11月22日（第1回執行委員会）創設

☆ 連合新潟HPにも掲載しています。

(労働委員会利用援助資金)

様式 1

年 月 日

連合新潟会長 様

援助申請書

地方労働委員会を利用するにあたり、その費用の援助を申請します。

申請者

(組織名)

(代表者名)

印

○申請者所在地

○担当責任者氏名

(連絡先) TEL

FAX

E-Mail

○労働委員会(申立・申請)事案の概要

(※すでに労委へ提出した書面があればそれを添付することによい)

・紛争の経過

・(不当労働行為の場合の)救済内容、または(あっせんの場合の)調整内容

○労働委員会(申立・申請)の期日(予定も可)

○代理人(弁護士)氏名・連絡先

○相手方代理人氏名(分かっている場合)

○費用の概要

①弁護士費用 (円)

②準備費用 (円)

③交通費 (円)

○援助申請金額 (円)

※10万円までは無償援助ですが、10万円を超える部分は償還義務があります。ただし、連合新潟執行委員会が認めた場合は償還の一部または全部を減免します。

(労働委員会利用援助資金)
様式2

金銭消費貸借契約書

債権者 日本労働組合総連合会新潟県連合会（以下甲という）と
債務者 （以下乙という）とは、
連合新潟「労働委員会利用援助資金」の利用による金銭貸借につき、下記の条件で本
契約書を締結する。

記

1. 援助金額 金 円
(内、減免金額 円)
2. 援助金の使途（該当するものをチェックし、金額を記入）
 弁護士費用 (円)
 書面等準備費用 (円)
 労働委員会までの交通費 (円)
3. 償還金額 金 円
4. 償還方法および償還期限
(償還期限は、労働委員会手続き終了後6ヵ月以内を原則とします)

以 上

年 月 日

甲 日本労働組合総連合会新潟県連合会
新潟市中央区新光町6-2

乙

(労働委員会利用援助資金)

別表

委嘱法律事務所ならびに弁護士名簿

事務所、弁護士名	事務所所在地	連絡先電話
新潟第一法律事務所	新潟市中央区新光町 10-2 技術士センタービル 7F	025-280-1111
遠藤達雄	新潟市中央区上所 1-4-16	025-241-4550
川上 耕	新潟市中央区西堀通 3 番町 800-1 西堀セントラルハイツ 1002	025-224-7171
辻澤広子	新潟市中央区学校町通 1 番町 2 昭和セイシビル 2F	025-228-5617
馬場 泰	新潟市中央区学校町通 1 番町 12 市役所前ビル 6F	025-225-4535
近藤正道	新潟市中央区西堀前通 1 番町 702 西堀 1 番町ビル 203	025-229-3303
大塚 勝	長岡市信濃 2-13-18	0258-36-3072
片桐敏栄	三条市東三条 1-5-1 川商ビル 2F	0256-34-7731
筒井信隆	上越市木田 1-7-29	025-522-5700

* 上記の他、構成組織の顧問弁護士も可とします。